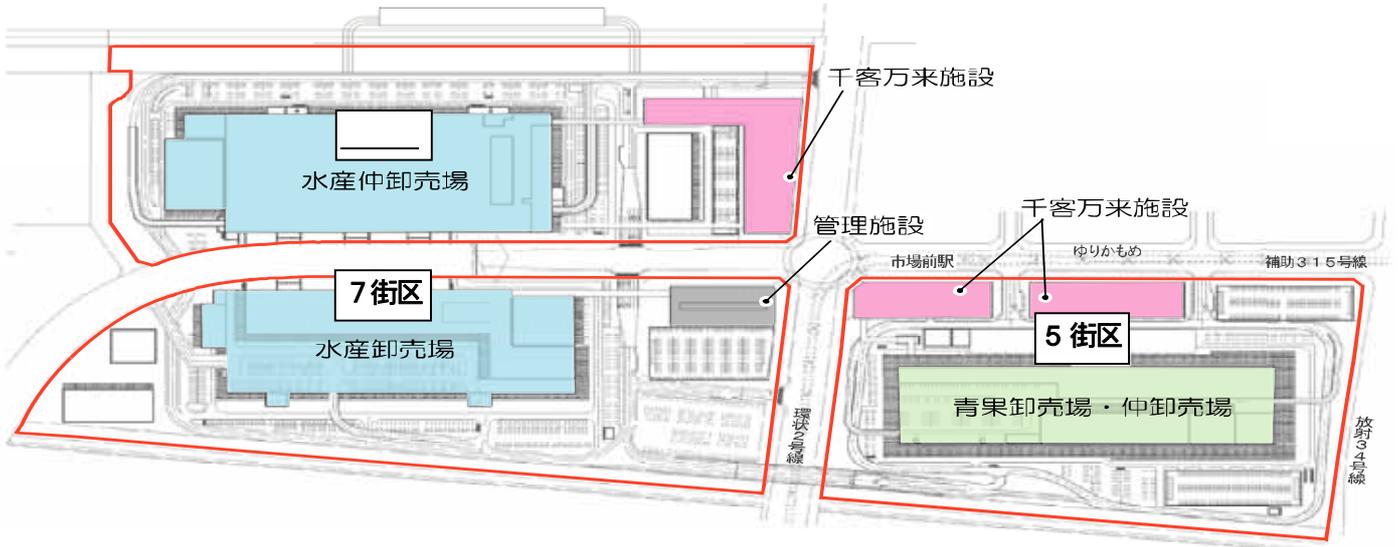
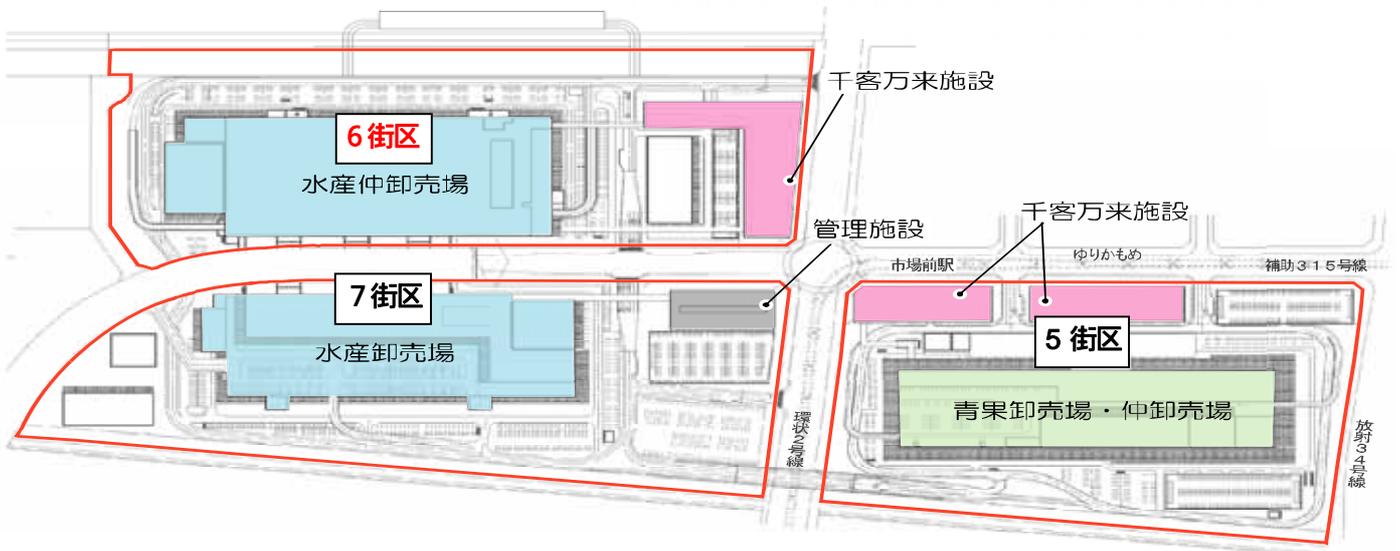


# 豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議 報告書（案）正誤表

・p2-3 図2.1.3 主な施設配置計画  
（誤）

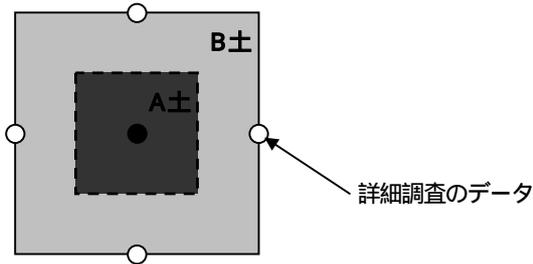


（正）

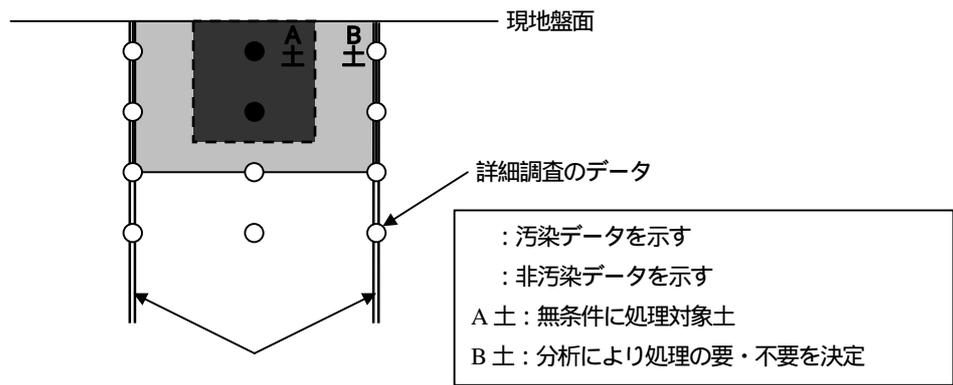


・p2-15 図 2.3.1 掘削範囲の模式図  
(誤)

【掘削平面図】

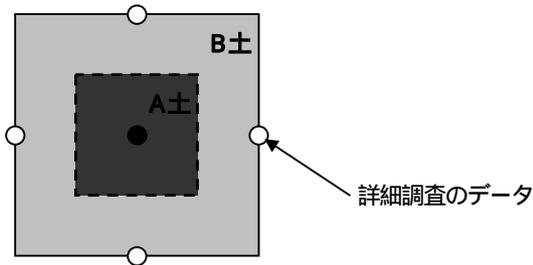


【掘削断面図】

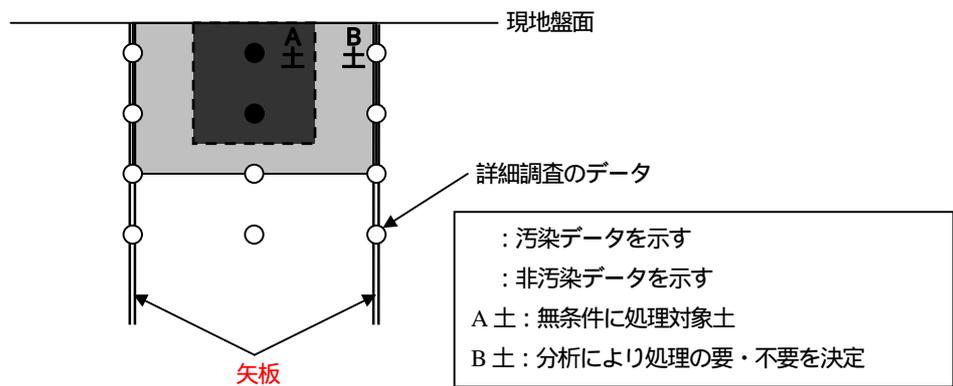


(正)

【掘削平面図】



【掘削断面図】



・p3-4 「3.2.2 地下水の管理について」  
(誤) 土壌汚染等を実施することで  
(正) 土壌汚染等の対策を実施することで

1行目

- ・p4-2 「( 3 ) 不透水層の位置」 2行目  
 (誤) Yc 層(粘土層)  
 (正) Yc 層【粘性土(粘土・シルト)層】
  
- ・p4-6 「図4.3.4 地質断面図(地表面～有楽町層 Yc 層(粘土層)上端)」 図題  
 (誤) 地質断面図(地表面～有楽町層 Yc 層(粘土層)上端)  
 (正) 地質断面図(地表面～有楽町層 Yc 層【粘性土(粘土・シルト)層】上端)
  
- ・p4-8 表4.4.1 地下水質調査の概要  
 (誤) 現地調査期間 平成 17 年 8 月 6 日・・・  
 (正) 現地調査期間 平成 19 年 8 月 6 日・・・
  
- ・p4-14 「( 3 ) 調査結果」「 1 ) 深度方向の補足調査結果」 5 行目  
 (誤) 有楽町層 Yc 層：粘土層  
 (正) 有楽町層 Yc 層：粘性土(粘土・シルト)層
  
- ・p4-19 「( 2 ) 調査内容」 1 行目及び5 行目  
 (誤) 地下水追跡調査  
 (正) 地下水追加調査
  
- ・p4-19 「表4.9.1 地下水追跡調査で実施した表層土壌ガス調査の概要」 表題  
 (誤) 地下水追跡調査  
 (正) 地下水追加調査
  
- ・p4-36 「表4.12.1 油汚染状況調査の概要」「資料採取深度」内容：地下水  
 (誤) 有楽町層 Yc 層(粘土層)  
 (正) 有楽町層 Yc 層【粘性土(粘土・シルト)層】
  
- ・p4-51 「( 1 ) 地下水質の現況」 2 行目  
 (誤) K-25 ( 1.52mg/L ) の内、E-25 および・・・  
 (正) K-25 ( 1.52mg/L ) の内、E-26 および・・・
  
- ・p4-52 「4.15.2 土壌汚染の状況」「( 1 ) 深度方向の補足調査結果」 1 行目  
 (誤) 有楽町層 Yc 層：粘土層  
 (正) 有楽町層 Yc 層：粘性土(粘土・シルト)層

- ・p5-1 「表 5.2.1 詳細調査の概要」「調査深度」地下水

(誤) 有楽町層 Yc 層(粘土層)

(正) 有楽町層 Yc 層【粘性土(粘土・シルト)層】

- ・p5-3 2行目及び6行目

(誤) 有楽町層 Yc 層(粘土層)

(正) 有楽町層 Yc 層【粘性土(粘土・シルト)層】

- ・p5-10 「5.4.1 不透水層の位置」 2行目

(誤) 有楽町層 Yc 層(粘土層)

(正) 有楽町層 Yc 層【粘性土(粘土・シルト)層】

- ・p5-11 「図 5.4.1 有楽町層 Yc 層(粘土層)の上端深度の分布図」 図題

(誤) 有楽町層 Yc 層(粘土層)の上端深度の分布図

(正) 有楽町層 Yc 層【粘性土(粘土・シルト)層】の上端深度の分布図

- ・p6-3 「表 6.1.2 各観測井の状況」 注意書き

(誤) 有楽町層 Yc 層(粘土層)

(正) 有楽町層 Yc 層【粘性土(粘土・シルト)層】

- ・p6-5 表 6.1.3 各街区の蒸発散量(平成 20 年 3 月~5 月)

(誤)

	5 街区	6 街区	7 街区
3 月	50	8	25
4 月	58	10	33
4	30	49	81

(正)

	5 街区	6 街区	7 街区
3 月	50	8	25
4 月	58	10	33
5 月	30	49	81

- ・p7-7 「4) 物質毎のパラメーター設定」 2行目

(誤) …データベースとして整備されている値(表 7.1.5)を設定値として用いた(米国環境保護庁(U.S.EPA)、テキサス州、TPHCWG が値の出典元となっている)

(正) …データベースとして整備されている値(表 7.1.5)(米国環境保護庁(U.S.EPA)、テキサス州、TPHCWG が値の出典元となっている)および米国環境保護庁の統合リスク情報システム(IRIS)に示されている値を設定値として用いた。

・p7-8 表7.1.5 対象物質毎のパラメーター設定値

(シアン化合物の吸入  $RfC$ ( $mg/m^3$ )値)

(誤)

対象物質	水溶解度 (20-25 ) (mg/L)	ヘンリー定数 (20-25 ) $H(-)$	拡散係数		吸入 $RfC$ ( $mg/m^3$ )	吸入 $URF$ ( $\mu g/m^3$ ) <sup>-1</sup>	
			空気中 $D^{air}$ ( $cm^2/s$ )	水中 $D^{wat}$ ( $cm^2/s$ )			
ベンゼン	1770	$2.27 \times 10^{-1}$	$8.80 \times 10^{-2}$	$9.80 \times 10^{-6}$	-	0.0000078	
ベンゾ(a)ピレン	0.00162	$4.70 \times 10^{-5}$	$8.70 \times 10^{-2}$	$8.60 \times 10^{-6}$	-	0.00088	
シアン化合物	100000	$5.50 \times 10^{-3}$ a)	$5.21 \times 10^{-1}$	$2.28 \times 10^{-5}$	<u>0.005</u>	-	
水銀	0.03	$4.74 \times 10^{-1}$	$3.07 \times 10^{-2}$	$6.30 \times 10^{-6}$	0.0003	-	
芳香族炭化水素	>EC 5-EC 7	1800	$2.32 \times 10^{-1}$	$4.30 \times 10^{-2}$	$9.00 \times 10^{-6}$	0.03	-
	>EC 7-EC 8	520	$2.77 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	1	-
	>EC 8-EC10	65	$4.80 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	0.2	-
	>EC10-EC12	25	$1.35 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	0.2	-
	>EC12-EC16	5.8	$5.12 \times 10^{-2}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	0.2	-
	>EC16-EC21	0.65	$1.33 \times 10^{-2}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	-	-
	>EC21-EC35	0.0066	$6.60 \times 10^{-4}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	-	-

(正)

対象物質	水溶解度 (20-25 ) (mg/L)	ヘンリー定数 (20-25 ) $H(-)$	拡散係数		吸入 $RfC$ ( $mg/m^3$ )	吸入 $URF$ ( $\mu g/m^3$ ) <sup>-1</sup>	
			空気中 $D^{air}$ ( $cm^2/s$ )	水中 $D^{wat}$ ( $cm^2/s$ )			
ベンゼン	1770	$2.27 \times 10^{-1}$	$8.80 \times 10^{-2}$	$9.80 \times 10^{-6}$	-	0.0000078	
ベンゾ(a)ピレン	0.00162	$4.70 \times 10^{-5}$	$8.70 \times 10^{-2}$	$8.60 \times 10^{-6}$	-	0.00088	
シアン化合物	100000	$5.50 \times 10^{-3}$ a)	$5.21 \times 10^{-1}$	$2.28 \times 10^{-5}$	<b>0.003</b>	-	
水銀	0.03	$4.74 \times 10^{-1}$	$3.07 \times 10^{-2}$	$6.30 \times 10^{-6}$	0.0003	-	
芳香族炭化水素	>EC 5-EC 7	1800	$2.32 \times 10^{-1}$	$4.30 \times 10^{-2}$	$9.00 \times 10^{-6}$	0.03	-
	>EC 7-EC 8	520	$2.77 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	1	-
	>EC 8-EC10	65	$4.80 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	0.2	-
	>EC10-EC12	25	$1.35 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	0.2	-
	>EC12-EC16	5.8	$5.12 \times 10^{-2}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	0.2	-
	>EC16-EC21	0.65	$1.33 \times 10^{-2}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	-	-
	>EC21-EC35	0.0066	$6.60 \times 10^{-4}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^{-5}$	-	-

・p7-11 9行目～10行目

(誤)・・・2.7～15mg/L (平均的な土壌特性下で 6.2mg/L) 以下にすることによって地上空気中のシアン化合物濃度は  $RfC (=0.005\text{mg/m}^3)$  以下となり、・・・

(正)・・・1.6～8.8mg/L (平均的な土壌特性下で 6.2mg/L) 以下にすることによって地上空気中のシアン化合物濃度は  $RfC (=0.003\text{mg/m}^3)$  以下となり、・・・

・p7-11 「(2) 地上空気中濃度から見た生鮮食料品への影響の検討結果」 3行目

(誤)・・・シアン化合物最高濃度は 0.005mg/m<sup>3</sup> となり、式(11)より求められる生鮮食料品に付着した水分中のベンゼン濃度は  $5.7 \times 10^{-6}$ mg/L、シアン化合物濃度は  $9.1 \times 10^{-4}$ mg/L となる。

(正)・・・シアン化合物最高濃度は 0.003mg/m<sup>3</sup> となり、式(11)より求められる生鮮食料品に付着した水分中のベンゼン濃度は  $5.7 \times 10^{-6}$ mg/L、シアン化合物濃度は  $5.5 \times 10^{-4}$ mg/L となる。

・p7-13 表7.1.8 各ケースにおける対象物質毎の地上空気吸入による人の健康リスク (シアン化合物のハザード比)

(誤)

ケース	地点	発がんリスク		ハザード比	
		ベンゼン	ベンゾ(a)ピレン	シアン化合物	・・・(省略)
A	AVG	$9.2 \times 10^{-4}$	$5.2 \times 10^{-8}$	<u>2.1</u>	・・・(省略)
B	N-9	$3.4 \times 10^{-4}$	$4.2 \times 10^{-8}$	<u>0.89</u>	・・・(省略)
C	K-11	$3.8 \times 10^{-4}$	$1.0 \times 10^{-7}$	<u>1.8</u>	・・・(省略)
D	L-37-1	$1.1 \times 10^{-3}$	$5.3 \times 10^{-8}$	<u>2.5</u>	・・・(省略)
E	L-37-2	$1.3 \times 10^{-3}$	$4.5 \times 10^{-8}$	<u>2.2</u>	・・・(省略)
F	C-26-C7	$2.2 \times 10^{-3}$	$2.9 \times 10^{-8}$	<u>4.7</u>	・・・(省略)
G	F-22	$9.2 \times 10^{-4}$	$5.5 \times 10^{-8}$	<u>2.2</u>	・・・(省略)

(正)

ケース	地点	発がんリスク		ハザード比	
		ベンゼン	ベンゾ(a)ピレン	シアン化合物	・・・(省略)
A	AVG	$9.2 \times 10^{-4}$	$5.2 \times 10^{-8}$	<u>3.5</u>	・・・(省略)
B	N-9	$3.4 \times 10^{-4}$	$4.2 \times 10^{-8}$	<u>1.5</u>	・・・(省略)
C	K-11	$3.8 \times 10^{-4}$	$1.0 \times 10^{-7}$	<u>3.0</u>	・・・(省略)
D	L-37-1	$1.1 \times 10^{-3}$	$5.3 \times 10^{-8}$	<u>4.2</u>	・・・(省略)
E	L-37-2	$1.3 \times 10^{-3}$	$4.5 \times 10^{-8}$	<u>3.7</u>	・・・(省略)
F	C-26-C7	$2.2 \times 10^{-3}$	$2.9 \times 10^{-8}$	<u>7.9</u>	・・・(省略)
G	F-22	$9.2 \times 10^{-4}$	$5.5 \times 10^{-8}$	<u>3.6</u>	・・・(省略)

・p7-13 表7.1.9 各ケースにおける対象物質毎の目標地下水中濃度  
 (シアン化合物の目標地下水中濃度  $RBSL_{gw}$  (mg/L))

(誤)

ケース	地点	発がんリスク		目標地下水中濃度 $RBSL_{gw}$ (mg/L)	
		ベンゼン	ベンゾ(a) ピレン	シアン 化合物	・・・(省略)
A	AVG	$9.2 \times 10^{-4}$	$5.2 \times 10^{-8}$	<u>6.2</u>	・・・(省略)
B	N-9	$3.4 \times 10^{-4}$	$4.2 \times 10^{-8}$	<u>15</u>	・・・(省略)
C	K-11	$3.8 \times 10^{-4}$	$1.0 \times 10^{-7}$	<u>7.2</u>	・・・(省略)
D	L-37-1	$1.1 \times 10^{-3}$	$5.3 \times 10^{-8}$	<u>5.2</u>	・・・(省略)
E	L-37-2	$1.3 \times 10^{-3}$	$4.5 \times 10^{-8}$	<u>5.9</u>	・・・(省略)
F	C-26-C7	$2.2 \times 10^{-3}$	$2.9 \times 10^{-8}$	<u>2.7</u>	・・・(省略)
G	F-22	$9.2 \times 10^{-4}$	$5.5 \times 10^{-8}$	<u>6.0</u>	・・・(省略)
実測最高濃度		100	0.00045	13	・・・(省略)

(正)

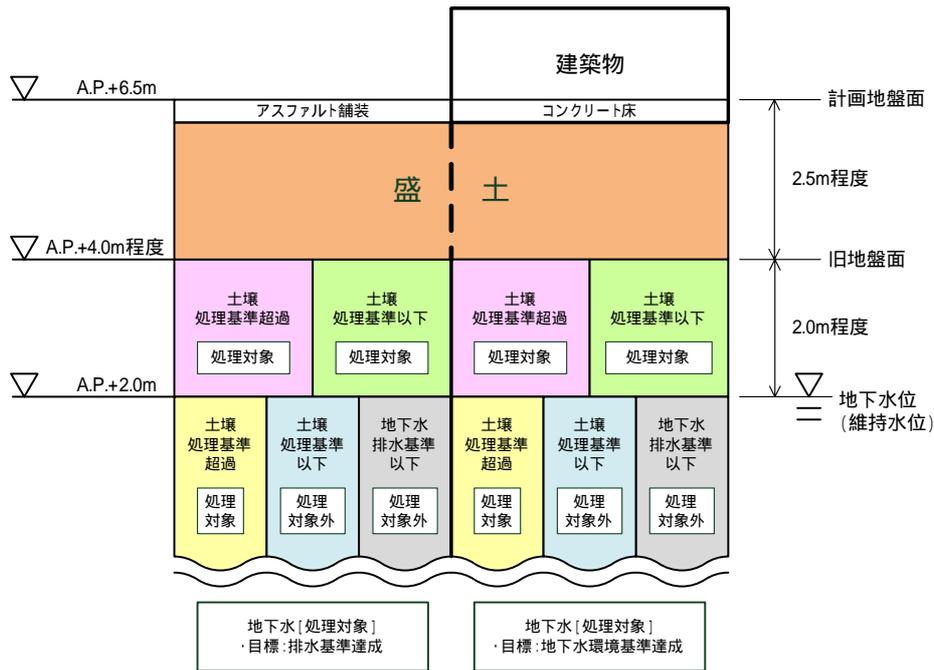
ケース	地点	発がんリスク		目標地下水中濃度 $RBSL_{gw}$ (mg/L)	
		ベンゼン	ベンゾ(a) ピレン	シアン 化合物	・・・(省略)
A	AVG	$9.2 \times 10^{-4}$	$5.2 \times 10^{-8}$	<b>3.7</b>	・・・(省略)
B	N-9	$3.4 \times 10^{-4}$	$4.2 \times 10^{-8}$	<b>8.8</b>	・・・(省略)
C	K-11	$3.8 \times 10^{-4}$	$1.0 \times 10^{-7}$	<b>4.3</b>	・・・(省略)
D	L-37-1	$1.1 \times 10^{-3}$	$5.3 \times 10^{-8}$	<b>3.1</b>	・・・(省略)
E	L-37-2	$1.3 \times 10^{-3}$	$4.5 \times 10^{-8}$	<b>3.6</b>	・・・(省略)
F	C-26-C7	$2.2 \times 10^{-3}$	$2.9 \times 10^{-8}$	<b>1.6</b>	・・・(省略)
G	F-22	$9.2 \times 10^{-4}$	$5.5 \times 10^{-8}$	<b>3.6</b>	・・・(省略)
実測最高濃度		100	0.00045	13	・・・(省略)

・p8-3 1行目

(誤)・・・人の健康リスク(ハザード比)が多くのケースで目標ハザード比(1)を上回る・・・

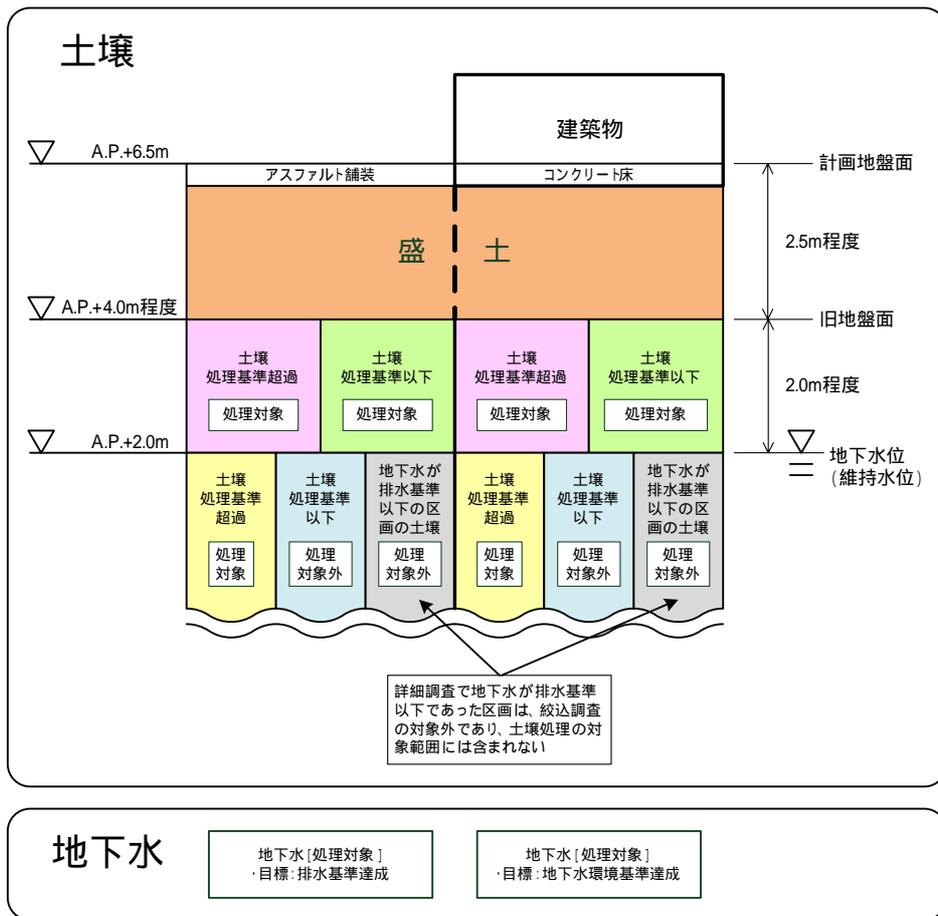
(正)・・・人の健康リスク(ハザード比)が目標ハザード比(1)を上回る・・・

・p9-6 図9.4.1 土壌処理を行う対策範囲  
(誤)



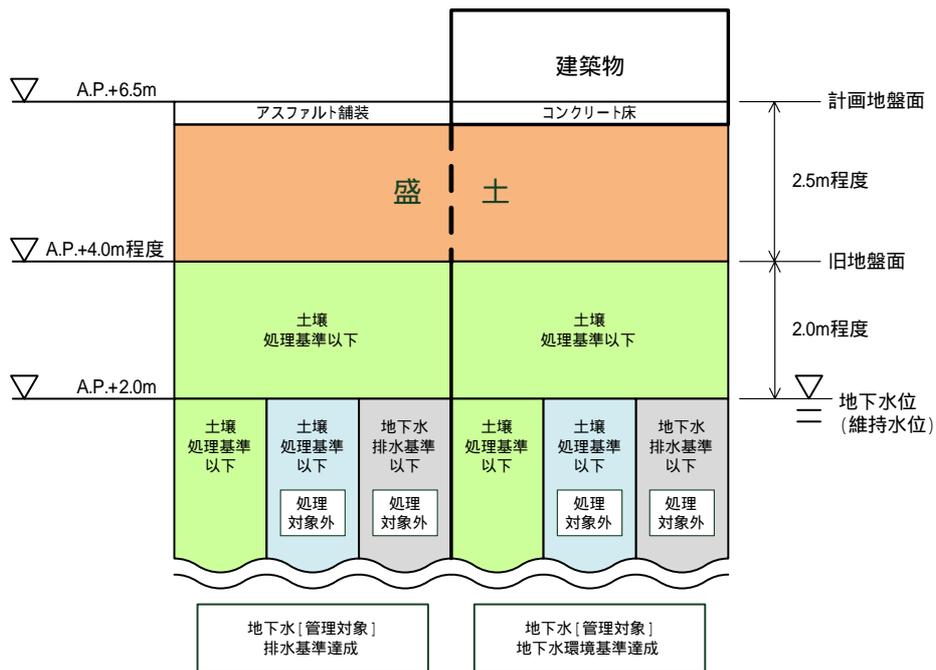
A.P.+2m 以深について、自然由来の処理基準超過土壌は対策の対象外とする。

(正)



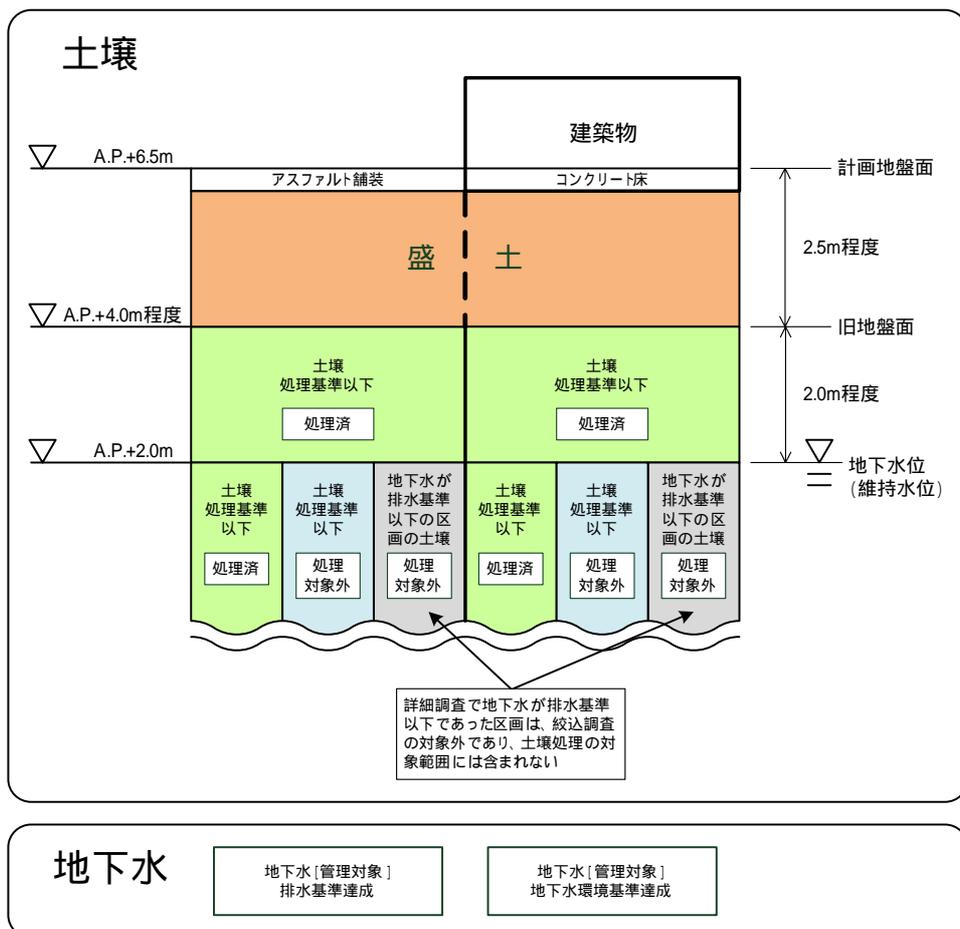
A.P.+2m 以深について、自然由来の処理基準超過土壌は対策の対象外とする。

・p9-7 図9.4.2 対策実施後の市場予定地の状況  
(誤)



A.P.+2m以深について、自然由来の処理基準超過土壌は対策の対象外とする。

(正)



A.P.+2m以深について、自然由来の処理基準超過土壌は対策の対象外とする。

・p9-8 9.5.2 汚染地下水等の暴露による影響についての評価

(誤)9.5.2 汚染地下水等の暴露による影響についての評価

(正)9.5.2 汚染地下水等の曝露による影響についての評価

・p9-9 2行目

(誤)・・・地下水中のシアン化合物濃度を 2.7~15mg/L (平均的な土壌特性下で 6.2mg/L)・・・

(正)・・・地下水中のシアン化合物濃度を 1.6~8.8mg/L (平均的な土壌特性下で 3.7mg/L)・・・

・p9-9 5行目

(誤)・・・(0.005mg/m<sup>3</sup>)の下・・・

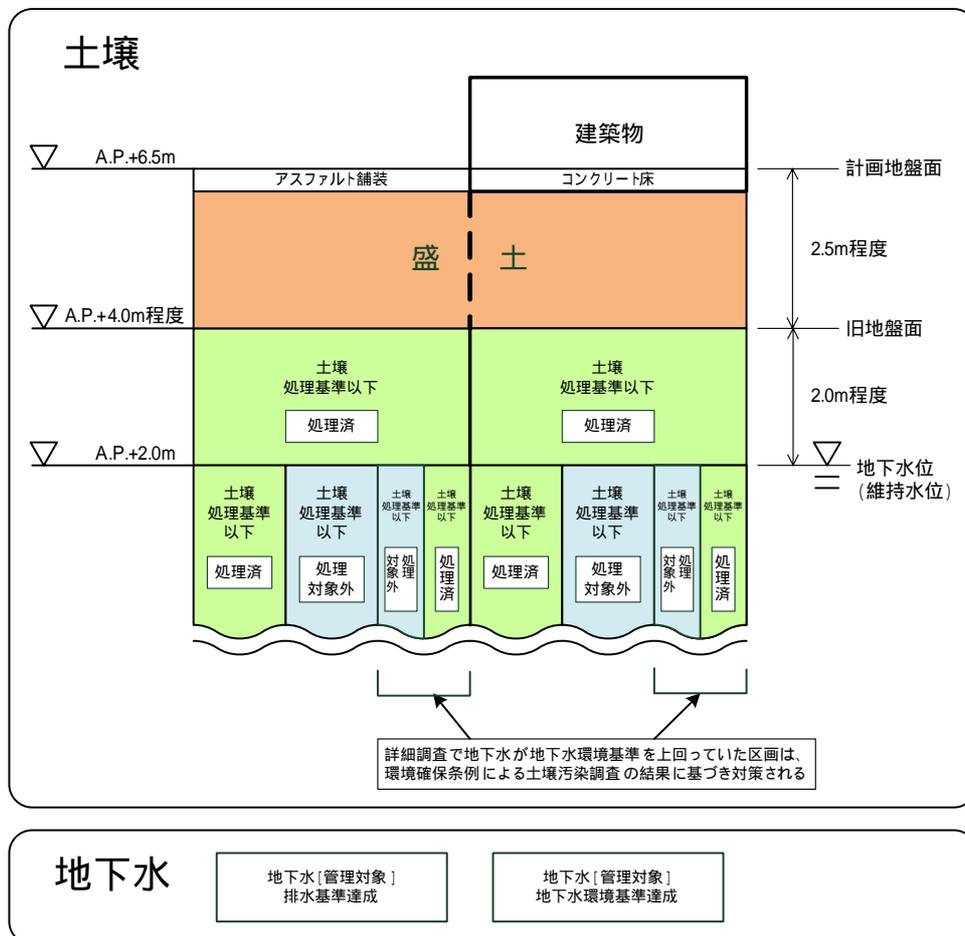
(正)・・・(0.003mg/m<sup>3</sup>)の下・・・

・p9-10 9.6.2 東京都の土壌汚染対策

(誤) 東京都には、本専門家会議からの対策のあり方についての提言を受け、9.2 で述べた絞込調査で絞り込まれる土壌汚染範囲だけでなく、9.6.1 の環境確保条例による調査で新たに把握される土壌汚染範囲も合わせて本専門家会議の提言する考え方(9.4 参照)と同じレベルの土壌汚染対策を実施する必要が生じる。

(正) 東京都には、本専門家会議からの対策のあり方についての提言を受け、9.2 で述べた絞込調査で絞り込まれる土壌汚染範囲だけでなく、9.6.1 の環境確保条例による調査で新たに把握される土壌汚染範囲、すなわち詳細調査において地下水が地下水環境基準を 10 倍以下の範囲で超過していた 10m 区画 (100m<sup>2</sup>) も合わせて本専門家会議の提言する考え方(9.4 参照)と同じレベルの土壌汚染対策を実施する必要が生じる。

環境確保条例による調査で新たに把握される土壌汚染範囲も合わせて本専門家会議の提言する考え方と同じレベルの土壌汚染対策を実施する場合、対策実施後の状況は図 9.6.1 に示すとおりとなり、詳細調査において表層土壌で処理基準を超過または地下水で地下水環境基準を超過していた区画の操業由来の土壌汚染はすべて処理基準以下に処理される。



A.P.+2m 以深について、自然由来の処理基準超過土壌は対策の対象外とする。

図 9.6.1 環境確保条例による土壌汚染状況調査の結果をもとに土壌汚染対策を実施した後の市場予定地の状況